

玄酒小考

『儀礼』『礼記』の二書にはしばしば「玄酒」の二文字が登場する。鄭玄が『儀礼』士冠礼に「玄酒は、新水なり」(3-22^②)と注するように、「酒」とは呼ばれても、酒ではなく水のことである。同じ部分の注で鄭玄が「今用ひずと雖も、猶ほ之を設くるは、古を忘れざるなり」と言うように、『儀礼』にはしばしば登場しても、これが実際の儀礼のなかで用いられることは基本的にない。にもかかわらずこれが虚設されるのは、「古を忘れざる」がためであるとされる。「上古に酒無し、水を用て酒と為す」(『儀礼』士昏記疏 6-6b10^③)、古代には酒がなくて、酒のかわりに水を用いていたことの名残で、これを残し置くことよって、古い時代のことを忘れないとの意を込めたと考えるわけである。

太古に酒がなかったというのはおそらくその通りであろうが、そもそも酒がなかったのであれば酒を用いた儀礼もまた存在しなかったはずで、当然、何かでもって酒の代用するという発想も存在しなかったはずである。『儀礼』において「玄酒」が虚設されるのは、もともとは何らかの用途を持って置かれていた水が、後にその用途を失ったにもかかわらず、惰性でそのまま残されているに過ぎ

ない。これに「玄酒」の雅名を与え、そこに「古を忘れざるなり」と意味付けしていったのは、ひとえに儒者の作為による。

ここで「玄酒」を取り上げるのは、この儒者の作為を跡付けることによって、いくつかの礼文献の相互の関係を明らかにすることができるのではないかと期待するからである。

* * *

まず、次の『礼記』礼運篇 21-12a の例を取り上げたい。

故玄酒在室、醴醖在戸、棗醖在堂、澄酒在下^④。

だから玄酒は室に置き、醴醖は戸に置き、棗醖は堂に置き、澄酒は堂下に置くのだ。

これとよく似た言葉が『礼記』坊記篇 51-19a に

醴酒在室、醞酒在堂、澄酒在下、示民不淫也。

醴酒は室に置き、醞酒は堂に置き、澄酒は堂下に置くことよって、民に(酒の味に)淫しないことを示したのだ。

と見えている。両者の密接な関係は容易に見て取れるが、坊記篇に

は「玄酒」の語があらわれていない。鄭玄は礼運篇に注して(12a10)、「ここに見える酒を『周礼』天官・酒正 5-10a の「五齊」に当てている。「五齊」とは

一曰泛齊、二曰醴齊、三曰盎齊、四曰醞齊、五曰沈齊。(訳は省略)

のことで、この順に味が濃くなっていく。鄭玄は礼運篇の「醴」を「醴齊」、「醞」を「盎齊」、「醞」を「醞齊」⁴⁾、「澄酒」を「沈齊」のことと解している。他方、坊記注では「醴酒」「醞酒」には解を与えず「澄酒、清酒なり」19a10と「澄酒」にのみ解を与えていて、一見すると、『周礼』天官・酒正 5-11b の「三酒」中の「清酒」に「澄酒」を当てているように見える。ただ、礼運疏 21-13b7 引く『鄭志』では

田瓊疑而致問、鄭荅之云、禮運云醴醞醞醞、各是一物、皆不言酒、故推其意、澄爲沈齊、酒爲三酒。坊記云、醴也醞也澄也、皆言酒、故因注云、澄酒、清酒也。其實、沈齊也。

田瓊は(この解釈の違いを)疑って問いを發し、鄭玄がこれに荅えて言う。礼運篇で「醴」「醞」「澄」と言うのは、それぞれ一つの物で、(この篇では)みな「酒」とは言っていない。だからその意を推しはかつて、「澄」を「沈齊」、「酒」を「三酒」と解したのだ。坊記篇では、「醴」も「醞」も「澄」も、みな「酒」と言っている。だから(この「酒」字に)因んで、「澄酒は、清酒である」と注釈したのだが、その実は、「沈齊」なのだ。

とあり、坊記篇の「澄酒」もまた「沈齊」に当てているようである。同じような言い回しが繰り返されるなかで、「醴醞」だけが二種の

酒となるのは奇妙であるし、「玄酒」が全く現れない『周礼』における酒類の記述をもって、礼運等の篇に見える酒類を解釈していくのがどれだけ妥当であるのか疑問であるが、これはしばらく措くとして、礼運篇の「醴醞」「醞醞」がそれぞれ坊記篇の「醴酒」「醞酒」に対応するのは明らかである。

となると、なぜ坊記篇に「玄酒」が見えないのが問題となつてこよう。礼運篇で「玄酒」が「醴醞」の上に置かれるのは、もちろん「醴酒を之れ用ひ、玄酒を之れ尚(かみ)にす」(『礼記』礼器篇 245b)といった、太古のより薄い酒を尊ぶという觀念によるものであるが、鄭玄が坊記篇に注して 51-19a10

淫猶食也。…三酒、尚質不尚味。

「淫」とは「食」(むさぼる)というほどの意味。…この三酒は、その質素なるを尊ぶのであつて酒の味を尊ぶわけではない。

と言うように、酒の味に淫しないことを民に示したのであれば、この「玄酒」をこそ第一に取り上げてしかるべきである。にもかかわらず、坊記篇に「玄酒」への言及がないのは、この篇の作者に「玄酒を之れ尚にす」といった觀念が無かつたことを示しているよう。少なくとも、礼運篇の表現から「玄酒」を抜き去って坊記篇の表現が導かれたとするのは無理がある。坊記篇のように表現されていたところに、「玄酒室に在り」が付け加えられた結果、「醴酒」が「室」から追い出されて、「醴醞戸に在り」となったものと考えなければならぬ。

この「玄酒」の有無は、それぞれの篇の作者の属する学派の相違に起因する可能性もあるが、おそらく時代の相違を反映したも

のであろう。坊記篇の時代には無かった「玄酒を之れ尚にす」という觀念が、礼思想の展開のなかで新たに生み出され、その延長上に礼運篇が位置すると考えられるのである。

上に引いた「玄酒」への言及を含む礼運篇の一段の手前の部分では、家屋もなく煮炊きもしない上古の時代⁶⁾、火の使用を知りさまざまな利器が生み出された中古以後の時代のように語られ、その後段では「上古中古の食を薦むる」（礼運注 21-16b）礼である「合莫」（二）にはまた「玄酒以祭」の句が含まれている）と、「今世の食を薦むる」（同上）礼である「大祥」が語られていて、礼が上古以来の習俗をあわせ含むものであるとする考え方が示されている。これが礼器篇 24-5a になると、

禮也者、反本修古、不忘其初者也。

礼とは、その根本に立ち返り古のことを修めて、その最初の状態を忘れないものなのだ。

と定式化され、その一例として「醴酒を之れ用ひ、玄酒を之れ尚にす」が語られるようになり、郊特性篇 26-12a では（二）に「明水」が加わって、

酒醴之美、玄酒明水之尚、貴五味之本也。

酒醴の美味なるものがありながら、玄酒明水を上手に置くというのは、五味の根本を尊ぶということだ。

と語られることになる。礼運、礼器、郊特性の三篇を「本来連続したもの」と考えるのは武内義雄氏であるが⁶⁾、これらをもと一体であるとするのは行き過ぎであるにせよ、この三篇が思想的に関係の深いものであることは一読して明らかであるし、上の「玄酒」の例

にもその一端を窺うことができる。あるいは、この三篇を記すに至った学派が「玄酒」それ自体を考案したのではないかとも思われるのである。

礼器篇の「醴酒を之れ用ひ、玄酒を之れ尚にす」に続くのは「割刀を之れ用ひ、鸞刀を之れ貴ぶ」⁷⁾であり、礼運篇で「玄酒以て祭る」に続くのは「其の血毛を薦む」であるが、このことは兩篇の作者が、『詩』小雅・信南山 13.2-20b の

祭以清酒、従以駢牡、享于祖考。執其鸞刀、以啓其毛、取其血膋。

（祖霊を）祭るのに「清酒」を用い、それから赤毛の牡牛を犠牲として、祖霊に供え捧げる。その「鸞刀」を手に執って、犠牲の「毛」をかき分け、その「血」と脂を取る。

をもとに発想している可能性を示唆している。ここに見える「清酒」について鄭箋 20b7 は「清」と「酒」とに分離して「清」を「玄酒」に「酒」を「鬱鬯、五齊、三酒」に当てており、これが正しいのであれば、「玄酒」の觀念がここにすでに示されていることになるが、この鄭箋の非については、馬瑞辰『毛詩伝箋通釈』がすでに論じている。馬氏の言うように、この「清酒」が『周礼』天官・酒正 5-11b の「三酒」のなかで鄭司農 11b3 が「清酒は、祭祀の酒なり」と注する「清酒」に当たるか否かはわからないが、馬氏が

（清酒）不得分清與酒爲二。詩蓋舉清酒以該衆酒。

（清酒は）「清」と「酒」の二つに分けてはならない。『詩』では「清酒」を挙げてもらうもろの酒の代表としているのであろう。

と解するのは正しいであろう。ちなみに現行の『詩』で他に「清酒」の語が見えるのは大雅・旱麓 16:3-9b 「清酒既に載せ、駢牡既に備はる」、同・韓奕 18:4-6b 「鬮父之に餞（はなむけ）し、清酒百壺あり」の二か所のみで、後者は明らかになむけの酒である。『詩』にはもとより「玄酒」や「明水」の語は現れず、水をもって最上の酒に当てるという観念は存在しなかったはずである。坊記篇の「醴酒室に在り、醴酒堂に在り、澄酒下に在り」にはすでに、より味の薄い酒を尊ぶ観念の存在を示しているが、そこに礼運篇に示されているような一種の發展史観が加わって上引の「上古に酒無し、水を用て酒と為す」といった考えが生み出されたものと思われる。

ついでに「明水」について触れておけば、両戴記では、郊特性篇に計四か所見える外は、明堂位篇 31-19a に「夏后氏は明水を尚び、殷は醴を尚び、周は酒を尚ぶ」と見えるに過ぎない。郊特性篇 26-22b 「齊を祭るに明水を加ふ」の鄭注 22b9 に、
五齊加明水、則三酒加玄酒也。

五齊に明水を加えるのであれば、三酒には玄酒を加えるのだ。と言うように「明水」と「玄酒」が明確に使分けられていたか否かはわからないが、「玄酒」から派生したものと見てよいであろう。經典類では他に『周礼』秋官・司烜氏 36-23a に、

掌以夫遂取明火於日、以鑿取明水於月、以共祭祀之明齋明燭、共明水。

この官職は、陽遂を使用して太陽から明火を取り、鏡を使用して月光から明水を取り、祭祀用の明齋・明燭・明水を供給する。⁸⁾

と見えていて、この「明水」「明火」を結合した「明水火」の語が春官・大祝 25-15a、秋官・大司寇 35-19a に見えている。ただ、上述のように『周礼』には「玄酒」の語も見えず、水を以て酒に当てるという観念を共有していたようにも見えないから、この「明水」は酒とは無関係であろう。鄭玄は司烜氏に注して「明水以て玄酒と為す」(23a7)と言った、この「明水」を「玄酒」に当てるが従い難い。「明水」の語は『逸周書』克殷解などにも見えていて、神聖なる水を「明水」と呼ぶことはおそらく古くからあって、これがどこかで「玄酒」と交錯したものと思われる。上に示したように礼器篇の「玄酒」が郊特性篇で「明水」が付加されて「玄酒明水」となっているのは、両篇が同時の作ではなく、後者が後起のものであることを示唆しているように。

話を「玄酒」にもどすならば、両戴記では他に樂記篇 37:8a に

是故樂之隆、非極音也。食饗之禮、非致味也。清廟之瑟、朱弦而疏越、壹倡而三嘆、有遺音者矣。大饗之禮、尚玄酒而俎腥魚、大羹不和、有遺味者矣。是故先王之制禮樂也、非以極口腹耳目之欲也、將以教民平好惡而反人道之正也。

だから音楽の盛んなるは、音色を追究するものではなく、(祖靈を合わせ祭る)大饗の礼も、美味を追究するものではない。清廟の(詩を奏でる)瑟は、(音の低い)朱弦にして底に穴を設けて(響きをゆったりとさせ)、一人が(詩句を)唱えて(わずかに)三人だけが和して声を引くのは、余音を残すものである。大饗の礼で、玄酒を上手に置いて置いて生魚を俎に載せ、(肉のスープである)大羹に

調味を施さないのは、余味を残すものである。だから先王が礼樂を定めるのは、それによって口腹耳目の欲を追究しようとしてのことではないのだ。それによって民衆の好悪の情を平らかにし正しい人の道に返らせようとしてのことなのだ。

と見えてゐる。同篇 38-15a には、

樂也者施也、禮也者報也。樂、樂其所自生、而禮、反其所自始。樂章德、禮報情反始也。

樂は施すものであり、礼は報いるものである。樂は、その（治世が）それによって生まれてきたところを樂しむものであり、礼はその（治世が）それによって始まったところに返るものである。

樂は（その施しの）徳を明らかにするものであり、礼は（その治世をもたらしした）恩情に報い（その治世をもたらしした）始めに返るものである。

とあって、礼器篇 24-10b

禮也者反其所自生、樂也者樂其所自成、故先王之制禮也、以節事、脩樂以道志、故觀其禮樂而治亂可知也。

礼はその（治世が）それによって生まれてきたところに返るものであり、樂はその（治世が）それによって成就したところを樂しむものである。だから、先王は礼を定めては、それによって事々に節目づけるのであり、樂を修めては、それによって（民の）志を（善に）導くのである。だから、その礼樂を見れば、その治亂もわかるのだ。

との類似は一見して明らかである。礼器篇全体を通じて「報」字が見えず、礼を「報」の側面から見る視点がこの篇には基本的に存在

しないことと、樂記篇で「礼なる者は報なり」と言いながら、次の傍線部のところで「報」字が見えないことを合わせ考えるならば、樂記篇が礼器篇の傍線部を利用していると思われるであろう。⁽¹⁰⁾

「報」字が見える「報情反始」の表現も、郊特牲篇 25-20b/26-7a の「報本反始」を踏まえたものと思われる。樂記篇で「玄酒」に言及する部分も、礼器篇等に示された考え方を踏まえて、礼樂が「音」や「味」を追究するものでないことを示す例として「玄酒」等が用いられたものと考えてよい。

『大戴礼記』礼三本篇にも、

故尊之尚玄酒也、俎之（尚⁽¹¹⁾）生魚也、豆之先大羹也、一也。

だから酒樽で玄酒を上手に置き、俎で生魚を上手に置き、豆で大羹を先にするのは、「飲食の本を貴ぶ」という点で、同じことだ。

と見えてゐるが、下文に

三年之哭不反也、清廟之歌一倡而三歎也、縣一磬而尚拊搏、朱絃而通越也、一也。

三年の喪の哭において節をつけずに（長く声を引いて）泣くのと、清廟の歌において、一人が（詩句を）唱えて（わずかに）三人だけが和して声を引くのと、（堂上には）一つの磬だけをつきさげて（節を取るためにぼんぼん叩く）拊搏を上手に置くのと、（瑟を音の低い）朱弦にして底に穴を設けて響きをゆつたりとさせ）るの（音）の本を貴ぶという点で、同じことだ。

とあって、上の樂記篇の文章との類似性は瞭然である。おそらく、両者は同様の資料に基づいているのであろう。大戴記では他に曾子問、玉藻、郷飲酒義の各篇に「玄酒」の語が見えているが、これら

はむしろ『儀礼』との関係において考えられなければならない。

* * *

『儀礼』では土冠礼 3-1a にか所、土昏礼に三か所 (4-10b × 2(6-6b)、郷飲酒礼 8-4b、郷射礼 11-3a、燕礼 14-3a、特牲饋食礼 44-10b、少牢饋食礼 47-10a にそれぞれ一か所「玄酒」の語が見え、大射 16-8a に「玄尊」、土虞礼の記 43-6b に「水尊」の語が見えている。ただ、本論の最初に記したように各儀礼において「玄酒」が用いられることは基本的にない。とはいえ、これは『儀礼』の「経」⁽¹²⁾の作者が、そのようなものとして「玄酒」を描き出しているだけであって、土昏礼の記 6-6b に

婦入寢門、贊者徹尊幕、酌玄酒、三屬于尊、棄餘水于堂下階間、加勺。

婦が階にみちびかれて、寢門(いへのモン)を入れる頃、贊者(てだけやく)は室中の尊(さけがめ)の幕(おうい)を徹(とり)は(らい)、玄酒(まみず)を酌んで、三たび尊に属(そそ)いで和(ま)ぜ、濃度をととのえる。属ぎ余した玄酒は堂下(さしきした)の階間(きざはしのあいだ)に棄てる。醴尊(さけがめ)には勺を加えておく⁽¹³⁾

とあるように、本来、酒を薄めるのに用いられたものである。この「玄酒」の用途については、川原寿市『儀礼釈攷』第二冊⁽¹⁴⁾が、『礼記』郊特牲篇 26-22b の

明水浣齊、貴新也。凡浣新之也。其謂之明水也、由主人之絜、

著此水也。

明水をまぜて齊(醴)を清ますのは、新しいものを貴ぶからである。(醴を)清ますというのは、それを新たにすることだ。その際の水を「明水」と呼ぶのは、主人の潔斎によって、この水が得られるからだ。

などを引きつつ詳しく考証されているのでそれを参照されたいが、興味深いのは、土冠礼で附則に当たる「記」の部分で、ようやく「玄酒」があらわれてくることである。土冠礼の「経」26a では「側(ただ)一甌醴を尊(お)く」と「醴」を入れるかめが一つだけであるのに対し、「醴」ではなく「酒」を用いる場合を語る附則に当たる部分で、「両甌、禁有り、玄酒は西に在り」(3-2a)と二つのかめの一方に「玄酒」が入れられることが語られるようになる。川原氏が同上書⁽⁶⁾で言われるように、「醴」を用いるのがより古い礼で、「酒」を用いるのがより新しい礼であると推定されるから、もともとの冠礼には「玄酒」が用いられていなかったようなのである。

ちなみに、この「醴」と「酒」は、『儀礼』においてかなり偏った分布をしていて、「醴」は土冠礼、土昏礼、聘礼、士喪礼(既夕礼)、土虞礼にししか現れない。これらの篇のなかで士喪礼(既夕礼)、土虞礼では「醴」「酒」が並記されるが、土冠礼で「酒」が見えるのは上の「醴」の代わりに「酒」を用いる附則にかかわる部分だけであるし、土昏礼では「玄酒」を除いて「酒」字は見えない。聘礼でも出發時の道中安全祈願に関する「記」24b において「酒」字が見えるのと、帰還後の祖禰への報告時に「酒」が用いられる(23-10a)を除けば、他国に赴く聘礼の本体において「酒」は用

いられていない。聘礼の例は措くとして、『儀礼』において士冠礼「経」と士婚礼「経」は最古の層に属すると考えられるから⁶⁷⁾、ここに「酒」が見えないことは、「醴」から「酒」への変化を暗示しているように。

「玄酒」との組み合わせで言えば、「玄酒」と「醴」が並べられるのは士昏礼だけで、郷飲酒礼、郷射礼、燕礼、大射、特性饋食礼、少牢饋食礼といった「酒」が飲用に供せられる礼において「玄酒」と「酒」が並べられることになっている。面白いのは、士昏礼において「醴」のかわりだけが用意される場面があることで、新郎側の使者に新郎側が醴を授ける時(4-5a)や、舅姑が(贊(手助け役))を介して(新婦に醴を賜う時(5-1a) など)、(側(ただ) 甌醴を房中に尊(お)く)だけで、「玄酒」を並べ置かない。この場面においては、使者にしても新婦にしても「坐して醴を啐(な)むる」(4-6b / 5-1b) だけで、杯を飲み干すことはしない。これは士冠礼「経」2-13b においても同じである。「醴」を用いる儀礼において形式的に酒に口を付けるだけで杯を飲み干さない時には「玄酒」を添えないようなのである⁶⁸⁾。他方、士昏礼で「玄酒」が添えられるのは、新郎新婦が飲食を共にして、「爵を卒へる」(5-7a) からであろう。どうやら、「醴」の場合はそれが飲酒の用に供されるときにのみ「玄酒」が必要とされたようなのである。おそらく、当時の「醴」は糟(おり)が多くて真水を加えて薄めないで飲用に適さなかったであろう。そこでそれを薄めるための水瓶や水樽が「醴」に並べられていたものが、後により糟の少ない「酒」が現れて、飲用に際して必ずしも真水を加える必要が無くなっても、慣習的にこ

の水が残されたものと思われる⁶⁹⁾。士喪礼(既夕礼)、士虞礼での「醴」に「玄酒」が添えられないのも、ここでの「醴」は死者に供えるものであつて、生者の飲用に供されたものでないからであろう。これら喪礼における「醴」「酒」については、士喪礼「経」36-15b で小斂の奠を設けるに際して、

執醴先、酒脯醢俎從、升自阼階。

醴を執るものが先んじ、酒・脯・醢・俎(を持つもの)が(それに)従い、阼階から升る。

と、「醴」↓「酒」の順に堂に上せられることが言われ、大斂の奠を徹するに際しても、

祝取醴北面、取酒立于其東、取豆、籩、俎南面西上。祝先出。

酒、豆、籩、俎序從、降自西階。(士喪礼 37-13a)

祝が醴を取って北面して(待ち)、(酒を取るものが)酒を取ってその東に立ち、(豆等を取るものがそれぞれ)豆・籩・俎を取って南面して西を上とする。(醴を持つ)祝が先に(室を)出る。酒・豆・籩・俎(を持つもの)が順に従って、西階から降りる。

と、「醴」が先で「酒」がそれに従うことなどから「醴」が「酒」より重んじられていることが知られるし、鄭玄も「醴を執るもの尊し」と注している⁷⁰⁾。『儀礼』では必ず「醴酒」と言われて「酒醴」と言われることはなく、「醴」「酒」を入れたかめが並べられるときには「醴」が必ず上手に置かれる。たとえば、

兩甌醴酒、酒在東。(士虞礼 42-2b)

ふたつの甌(かめ)に、(ひとつは)醴(ひとつは)酒(を入れ)、酒は東にある。

といった具合で、ここに鄭玄 2b9 が「酒の東に在るは、醴を上にするばなり」と注するように、東西方向に並べられる場合は上手の西に「醴」が置かれる。⁽²¹⁾このように「醴」が尊ばれるのは、教繼公『儀礼集説』が「醴酒並び用ふるは、醴以て神を饗し、酒以て尸に飲ましむ」と言うように、「醴」が死者の神靈に供するもので、「酒」が生者の飲用に供するものであったからであろうが、これが古式の酒を尊び、味のより薄い酒を尊ぶという觀念に転化していったものと思われる。そしてこの觀念のもとで、単なる水瓶や水樽に最も尊い酒としての「玄酒」の雅名が与えられ、吉礼では凶礼における「醴」の位置を「玄酒は西に在り」（特性饋食礼 4410b）と「玄酒」が占めていくことになったのであろう。⁽²²⁾士虞礼の疏 422b10 では「醴」が上手に置かれることについて、

吉禮、玄酒在酒上。今以喪祭禮無玄酒、則醴代玄酒在上。

吉礼では、玄酒は酒の上手に置かれる。喪祭の礼では玄酒が無いので、醴が玄酒の代わりに上手に置かれるのだ。

と説明されているが、おそらく事態は反対であって、「醴」の「酒」に対する優位が、「玄酒」の「酒」に対する優位に転化したものと思う。

この疏にはまた、凶礼では「玄酒」が用いられないという觀念が示されていて、鄭玄も士虞礼の「水尊」に注して（43-6b10）、

有玄酒、即吉也。…言水者、喪質。

玄酒があるのは、吉礼に近づいているからである。…（「玄尊」ではなく「水尊」と）「水」を付けて言うのは、喪礼は質である（かざらない）からである。

と言っている。確かに、士虞礼において「水尊」は凶礼から吉礼に移る境目にあたる卒哭の儀においてあらわれるが、喪礼で「醴」「酒」ともに水樽が置かれないのは、これが死者に供するものであつて、飲酒の用に供せられたものでなかったからに過ぎない。士虞礼では卒哭以前に三献の儀において尸に「酒」を飲ませているから、ここに「玄酒」があらわれないのが不審であるが、まだ「酒」がなく「醴」しかなかった時代にはここに水樽が添えられていたものと思われる。死者には「醴」をそのまま供し、尸とは水で薄めた「醴」で献酢していたものが、「酒」の出現後も喪礼では死者に供する「醴」が必要とされたから、「醴」+水樽が「醴」+「酒」の組み合わせになったと想像されるのである（「酒」はそのまま飲めるから水樽を無くしてもかまわない）。他方、卒哭の儀においては、他の飲酒をともしなう礼と同様、「醴」+水樽の「醴」が「酒」に置き換わって「酒」+水樽の組み合わせになったものと思われる。いずれにせよ、この「水尊」の語は、これがもともと酒として意識されていなかったことを暗示しているよう。

議論がやや錯綜したので整理しておけば、『儀礼』の記述からおおよそ以下のことが導かれると思う。

- ・「醴」は「酒」よりも古い時代の糟（おり）の多い酒である
- ・飲用を主とししない儀礼においては、「醴」はそのまま用いられた
- ・飲酒の用に「醴」が供される場合には、それを薄めるための水瓶や水樽が添えられていた⁽²³⁾
- ・「酒」があらわれて「醴」が「酒」に置き換わってもいくつつか

の儀礼においては水瓶や水樽がそのまま残された

・「酒」があらわれた後も、喪礼では「醴」が死者に供するものとして用いられ、「酒」の上位に置かれていた

・より古い酒、より薄い酒を尊ぶという観念のもと、水瓶や水樽が「玄酒」の雅名を得て、喪礼における「醴」の位置を占めるに至った⁽²⁴⁾

このように、『儀礼』の記述は、飲酒用の「醴」が「酒」に置き換えられていく中で、水瓶や水樽が本来の用途を失いながらも、「玄酒」として尊ばれていく過程についての情報をわれわれに与えてくれているのであるが、文献としての『儀礼』各篇の成立と「玄酒」観念の出現の前後についてはなお慎重な判断を要すると思う。というのも、士虞礼における「水尊」の語の存在は、「玄酒」観念出現以前においては水瓶や水樽がそのままに礼記述の中で用いられていた可能性を示唆しているからである。各「経」において「玄酒」の語があらわれるのは、それを陳設する時の一か所だけであるから、もともとは単に「水尊」等で記されていたものが、「玄酒」観念の出現によりその部分だけが「玄酒」に書き換えられた可能性も十分に考えられるのである。特にその感を強くするのは士昏礼で、「醴」を用いる古式の礼が保存されているのにもかかわらず「玄酒」があらわれるのは、後の書き換えにかかるもののように感じられる。士虞礼の「水尊」にしても、たまたま「玄酒」への書き換えがなされずに残ってしまったものが、後に「喪祭礼に玄酒無し」との観念から礼学的に意味付けされていったもののように思える。「玄酒」の語を含む現行の『儀礼』各篇が「玄酒」観念出現の後に成ること

は確かであるものの、その礼記述の実質的な成立までがこの観念に遅れるか否かはなお検討の余地がある。

『儀礼』各篇の成立については今後の課題とすることにして『礼記』にもどるならば、郷飲酒義篇の

尊有玄酒、貴其質也。(61-14a)

尊(さかだる)に玄酒が入れられるのは、その質なる(かざらない)のを貴ぶからだ。

尊有玄酒、教民不忘本也。(61-22a)

尊に玄酒が入れられるのは、民におおもとを忘れないことを教えるためだ。

が、礼器篇等と同じ思考の下で郷飲酒礼の「玄酒」の義を解したものであることは明白であるし、曾子問篇 19-14b で殤(若死にした者)を祭るのに「玄酒無し」とするのも、『儀礼』特性饋食礼 4-1-10b で成人を祭るのに「玄酒」を置くのとの対比から導かれたものであろう。これらに関連する『儀礼』各篇の成立に遅れるものであることは明らかである。判断に迷うのは、玉藻篇 29-16a の

凡尊必上玄酒、唯君面尊。唯饗野人皆酒。

凡そ尊(さかだる)は必ず玄酒を上手に置き、ただ君主だけが尊に面と向かう。ただ野人(庶民)を饗する時は(玄酒を置かず)すべて酒だけにする。

である。『儀礼』から帰納されたもののようにも見えるし、この観念が先にあつて、それに基づいて『儀礼』が構成されたものものようにも見える。この前後関係についての判断はここでは差し控えるこ

とにしたいが、以上で經典類に見える「玄酒」の全用例の検討を終えたことになる。

* * *

「玄酒」のような觀念の出現と、それを記した文献の成立の間にはタイムラグがあるから、礼運、礼器、郊特性等の篇として結末していくような礼字の展開の中で、「玄酒」の觀念が育まれたとは言えても、「玄酒」の見える文献の中で、この三篇の成立が最も古いと直ちに結論づけられるわけではない。ただ、おおよその成立順序として、この三篇については、礼運↓礼器↓郊特性の順⁽²⁵⁾、この三篇に先立つものとして坊記篇、この三篇に遅れるものとして樂記、礼三本の両篇といった順序を想定することができると思う。樂記篇で「玄酒」の見える一段は、『呂氏春秋』仲夏紀・適音篇に重複文が見えているし(ただし「玄酒」を「玄尊」に作る)、礼三本篇は『荀子』礼論篇の一部と重複している。現行の樂記篇は樂関係の文献を集めたような形のものであるから、このことは樂記篇の成立の下限をただちに与えるものとは言えないものの、「玄酒」の語を含む一節が先秦に遡るものであることは確かであろう。礼三本篇と礼論篇との先後関係も見定めが難しいが、いずれが先であるにせよこの部分の記述が先秦に遡ることを示している。「玄酒」についての記述から考える限り、礼運等の三篇は先秦の作と考えなければならぬのである。この礼運篇にせよ、礼器篇にせよ、郊特性篇にせよ、それぞれの全体が一時に一人の手になったものであるとは限ら

ない⁽²⁶⁾から、ここでの結論を各篇全体に及ぼすことについてはなお慎重にならなければいけないものの、この三篇の主要な部分が先秦の作であるとすれば、礼文献の成立時代の推定に大きな影響を与えることになる。なかでも陰陽説によって礼を解した部分を多く含む郊特性篇が先秦の成立である可能性がでてきたことは重要である。従来、この篇のように陰陽説の見える文献は、「始めて陰陽を推して、儒者の宗と為る」(『漢書』五行志上)董仲舒以後の作とされることが多かったが、比較的素朴な陰陽説の礼説への導入については、これが先秦に遡る可能性を考慮する必要がある。礼運等三篇や陰陽説を含む礼文献の成立時期についてのさらなる検討については今後の課題としたい。

注

- (1) 『十三經注疏』からの引用については、嘉慶本の卷数―葉数(a:表 / b:裏) 行数の形で示す。卷数、行数については一部省略している。
- (2) また『礼記』礼運疏211265「大古無酒、此水當酒所用」参照。
- (3) 『孔子家語』問礼篇にも同文が見える。
- (4) 鄭注2210「案讀爲齊、聲之誤也」参照。
- (5) 礼運篇21114「昔者先王未有宮室」以下の一段に付けられた鄭注21117「此上古之時也」参照。
- (6) 『武内義雄全集』第三卷「礼記の研究」二三四頁。武内説は邵懿辰『礼經通論』「論聖門子游伝礼」によるが、邵氏は礼運を子游の作、礼器、郊特性を子游門人の作とし、後二篇がもと一篇であったとしている。

- (7) また郊特性篇²⁶⁻¹³⁸に「割刀之用、而鸞刀之貴、貴其義也」と見えて
いる。
- (8) 訳文は原田種成校閲、本田二郎著『周礼通釈下』(秀英出版、一九七
九年)による。
- (9) 「羣臣畢從。毛叔鄭奉明水、衛叔傳禮。」『史記』周本紀では「左右畢
從。毛叔鄭奉明水、衛康叔封布茲、同・齊太公世家では「羣公奉明水、
衛康叔封布采席」となっている。
- (10) 礼器篇傍線部の「生」「成」はともに耕部で押韻しているが、楽記篇
の「始」は之部で押韻していない。これも礼器篇の表現がより古いもの
であったことを示すものと思われる。
- (11) 『荀子』礼論篇の重複文により補う。
- (12) 以下、『儀礼』について括弧を付けて「経」「記」と記すものは今本に
おける経／記の区分ではなく、各篇の冒頭部からはじまって始終一貫し
た儀式の次第を記した部分を「経」、それ以外の部分を「記」とするも
のである。この区分については拙稿『儀礼』の「記」をめぐる一考察
『東洋古典学研究』第三九集、二〇一五年) 参照。
- (13) 訳文は川原寿市『儀礼釈攷』第二冊による。ふりがなは一部省略。
- (14) 士昏礼二二八頁、記の注二九。
- (15) 鄭注⁹⁷「側猶特也。」
- (16) 士冠礼一七四頁、注一三三。
- (17) 前掲拙稿参照。
- (18) 聘礼で主国の君が賓に礼する時に「玄酒」に言及がないのも、賓がた
だ「坐啐醴」(21-5a) だけだからと思われる。
- (19) ただし、士冠礼「記」(3-30/5a)、有司徹(49-21b) に見える「攝酒」
が、「玄酒」で「酒」を薄めることであるとすれば、「酒」においても「玄
酒」の用途があったことになる。
- (20) 士喪礼「醴酒位如初」注^{37-4a6}。
- (21) 既夕礼記^{1-a}「兩甌醴酒、酒在南」は南北方向に並べられた場合で、
この場合は北が上手になる。池田末利訳注『儀礼V』一一五頁「(北を
上として) 酒は(醴の) 南にある」参照。
- (22) これは嘉礼でも同じである。西を上手とする場合は「玄酒在西」(士
冠礼^{3-2a}、士昏礼^{4-10b}) 「有玄酒在西」(郷飲酒^{8-4b}・鄭注^{4b9} 「玄酒
在西、上也。」「左玄酒」(郷射^{1-3a}・鄭注^{3a7} 「設尊者北面、西曰左、
尚之也。)、南を上手とする場合は「左玄酒」(燕礼^{1-13a}・鄭注^{3a1} 「玄
酒在南。」「酒在北」(大射^{16-8a})。
- (23) 士冠礼「経」^{2-15b}で賓に醴する場面で、「乃醴賓、以壹獻之禮」と言
われているにもかかわらず「玄酒」への言及が無いのは礼の備わらざる
ものと思われる。
- (24) 士冠礼「経」において「醴」は飲用ではなかったから、「醴」が「酒」
に置き換わっても、ここに「玄酒」を加える必要はないのであるが、こ
こに「玄酒」が加えられているのは、「酒」+「玄酒」のセットを自明
視するものの作為にかかると思われる。

(25) 礼運↓礼器については、前者ではいまだ「禮也者、反本修古、不忘其初者也」(礼器篇24-5a)といった定式化がなされていない点から、礼器↓郊特性については、前者にはいまだ「明水」があらわれず、「報」から礼をとらえる観点が存在していない点から判断した。

(26) 郊特性篇に『儀礼』士冠礼の「記冠義」の部分や楽記の一節と重複する部分が含まれているのはこのことを如実に示している。

(付記) 本研究は科学研究費助成事業(基盤研究(C) 課題番号266370044)による成果の一部である。

- (1) 『十三経注疏』からの引用については、嘉慶本の巻数―葉数（a: 表 / b: 裏）行数の形で示す。巻数、行数については一部省略している。
- (2) また『礼記』礼運疏21-12b5「大古無酒、此水當酒所用」参照。
- (3) 『孔子家語』問礼篇にも同文が見える。
- (4) 鄭注12a10「案讀爲齊、聲之誤也」参照。
- (5) 礼運篇21-11a「昔者先王未有宮室」以下の一段に付けられた鄭注11a7「此上古之時也」参照。
- (6) 『武内義雄全集』第三巻「礼記の研究」二三四頁。武内説は邵懿辰『礼経通論』「論聖門子游伝礼」によるが、邵氏は礼運を子游の作、礼器、郊特性を子游門人の作とし、後二篇がもと一篇であったとしている。
- (7) また郊特性篇26-13aに「割刀之用、而鸞刀之貴、貴其義也」と見えている。
- (8) 訳文は原田種成校閲、本田二郎著『周礼通釈下』（秀英出版、一九七九年）による。
- (9) 「羣臣畢從。毛叔鄭奉明水、衛叔傅禮。」『史記』周本紀では「左右畢從。毛叔鄭奉明水、衛康叔封布茲」、同・齊太公世家では「羣公奉明水、衛康叔封布采席」となっている。
- (10) 礼器篇傍線部の「生」「成」はともに耕部で押韻しているが、楽記篇の「始」は之部で押韻していない。これも礼器篇の表現がより古いものであったことを示すものと思われる。
- (11) 『荀子』礼論篇の重複文により補う。
- (12) 以下、『儀礼』について括弧を付けて「経」「記」と記すものは今本における経／記の区分ではなく、各篇の冒頭部からはじめて始終一貫した儀式の次第を記した部分を「経」、それ以外の部分を「記」とするものである。この区分については拙稿『儀礼』の「記」をめぐる一考察（『東洋古典学研究』第三九集、二〇一五年）参照。
- (13) 訳文は川原寿市『儀礼积攷』第二冊による。ふりがなは一部省略。
- (14) 士昏礼二一八頁、記の注二九。
- (15) 鄭注6a7「側猶特也。」

- (16) 士冠礼一七四頁、注一三三。
前掲拙稿参照。
- (17) 聘礼で主国の君が賓に礼する時に「玄酒」に言及がないのも、賓がただ「坐啐醴」(21-5a)だけだからと思われる。
- (18) ただし、士冠礼「記」(9-3b / 5a)、有司徹(49-2b)に見える「攝酒」が「玄酒」で「酒」を薄めることであるとすれば、「酒」においても「玄酒」の用途があったことになる。
- (19) 士喪礼「醴酒位如初」注37-4a6。
- (20) 既夕礼記11-a「兩甌醴酒、酒在南」は南北方向に並べられた場合で、この場合は北が上手になる。池田訳「(北を上手として)酒は(醴の)南にある」参照。
- (21) これは嘉礼でも同じである。西を上手とする場合は「玄酒在西」(士冠礼3-2a、士昏礼4-10b)「有玄酒在西」(郷飲酒礼8-4b；鄭注4b9「玄酒在西、上也。」)「左玄酒」(郷射11-3a；鄭注3a7「設尊者北面、西曰左、尚之也。」)、南を上手とする場合は「左玄酒」(燕礼4-3a；鄭注3b1「玄酒在南。」)「酒在北」(大射16-8a)。
- (22) 士冠礼「経」2-15bで賓に醴する場面で、「乃醴賓、以壹獻之禮」と言われているにもかかわらず「玄酒」への言及が無いのは礼の備わらざるものと思われる。
- (23) 士冠礼「経」において「醴」は飲用ではなかったから、「醴」が「酒」に置き換わっても、ここに「玄酒」を加える必要はないのであるが、ここに「玄酒」が加えられているのは、「酒」+「玄酒」のセットを自明視するものの作為にかかると思われる。
- (24) 礼運↓礼器については、前者ではいまだ「禮也者、反本修古、不忘其初者也」(礼器篇24-5a)といった定式化がなされていない点から、礼器↓郊特性については、前者にはいまだ「明水」があらわれず、「報」から礼をとらえる観点が存在していない点から判断した。
- (25) 郊特性篇に『儀礼』士冠礼の「記冠義」の部分や楽記の一節と重複する部分が含まれているのはこのことを如実に示している。

